

## 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会運営規則

〔平成21年3月30日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会決定〕

(趣旨)

第一条 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年6月7日政令第279号）、科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定）及び科学技術・学術審議会学術分科会運営規則（平成13年3月7日科学技術・学術審議会学術分科会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(作業部会)

第二条 部会は、学術分科会において定められた所掌事務のうち、特定の事項について調査審議を行う必要があると認める場合は、部会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の名称及び所掌事務は、部会長が部会に諮って定める。
- 3 作業部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は部会長が指名する。
- 4 作業部会に主査を置き、当該作業部会に属する委員等のうちから部会長の指名する者が、これに当たる。
- 5 作業部会の主査は、当該作業部会の事務を掌理する。
- 6 作業部会の会議は、作業部会の主査が招集する。
- 7 作業部会の主査は、作業部会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 8 作業部会の主査に事故があるときは、当該作業部会に属する委員等のうちから作業部会の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 9 作業部会の主査は、作業部会における調査審議の経過及び結果を部会に報告するものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、作業部会の議事の手続その他作業部会の運営に関し必要な事項は、主査が作業部会に諮って定める。

(書面による議決)

第三条 部会長はやむを得ない理由により部会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって部会の議決とすることができる。

- 2 前項の規定により議決を行った場合には、部会長が次の会議において報告しなければならない。

(会議の公開)

第四条 部会の会議、会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 部会長の選任その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、または審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、部会において非公開とすることが適当であると認め

る案件

(議事録の公表)

第五条 部会長は、部会の会議の議事録を作成し、これを公開するものとする。

2 部会が、前条各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、部会長が部会に諮った上で、当該部分の議事録を非公開とすることができる。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

## 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会の公開の手続きについて

平成21年3月30日  
科学技術・学術審議会  
学術分科会研究費部会  
平成23年2月24日一部改正  
平成31年4月3日一部改正

科学技術・学術審議会学術分科会運営規則第2条第8項及び科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会運営規則第6条に基づき、科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会の公開の手続きについて以下のように定める。

1 会議の日時・場所・議事を原則1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までにインターネット（文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/> の審議会情報）に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室（文部科学記者会）に掲示する。

2 傍聴については、以下のとおりとする。

### （1）一般傍聴者

- ① 一般傍聴者については、開催前日（前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。）17時までに科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会の庶務（文部科学省研究振興局学術研究助成課企画室）に登録する。
- ② 受付は、基本的には申込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選をも考慮する。

### （2）報道関係傍聴者

報道関係傍聴者については、1社につき原則1名とし、開催前日17時までに科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会の庶務（文部科学省研究振興局学術研究助成課企画室）に登録する。

### （3）会議の撮影、録画、録音について

- ① 傍聴者は、部会長が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影し、又は録画し、若しくは録音することができる。
- ② 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。  
なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。  
ア．会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、部会長又は事務局の指示に従うものとする。  
イ．スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。  
ウ．撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。

### （4）その他

傍聴者が会議の進行を妨げていると部会長が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、部会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場することを禁止する。その他、詳細は、部会長の指示に従うこととする。

## 3 その他

委員関係者・各府省関係者の陪席は、原則各1名とする。